

○平成二十年国土交通省告示第五百十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二条第三十六項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事を次のように定めたので告示する。

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第12条第32項に規定する国土交通大臣及び経済産業大臣が総務大臣と協議して定める工事は、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（当該工事に附帯して必要となる工事を含む。）とする。

一 次のアに定める改修工事又は次のアに定める改修工事と併せて行う次のウからオまでに定める改修工事（地域区分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）別表第10に掲げる地域の区分をいう。以下同じ。）が8地域の場合にあつては、次のイに定める改修工事又は次のイに定める改修工事と併せて行う次のウからオまでに定める改修工事）であること。ただし、次のウからオまでに定める工事については、発泡剤としてフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に規定するフロン類をいう。）を用いた断熱材を用いない工事であること。

ア 窓の断熱性を高める改修工事（外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。以下同じ。）の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率（内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であつて、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋（構造部材、下地材その他断熱構造を貫通する部分であつて、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。）が、地域区分に応じ、施工後に新たに住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号。以下「住宅仕様基準」という。）第1項（3）イの表に掲げる基準値以下となるものをいう。）

イ 窓の日射遮蔽性を高める改修工事（外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、窓の建具、付属部材（紙障子、外付けブラインド（窓の直近室外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインドをいう。）及びその他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、窓に建築的に取り付けられるものをいう。）及びひさし、軒等（オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。）が、建築物の種類に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項（3）ロの表の8の項の右欄に掲げる事項に該当するも

の（この場合において、同欄中「開口部」とあるのは「窓」とする。）又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。）

ウ 天井等の断熱性を高める改修工事（屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井の断熱性を高める工事（住宅仕様基準第1項（1）に掲げる部分以外の部分（以下「断熱構造とする部分以外の部分」という。）の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項（2）イの表に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項（2）ロ（イ）の表に掲げる基準値以上となるものをいう。）

エ 壁の断熱性を高める改修工事（外気等に接する壁の断熱性を高める工事（断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項（2）イの表に掲げる基準値以下となるもの又は断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項（2）ロ（イ）の表に掲げる基準値以上となるもの（鉄骨造の住宅の壁であって充填断熱工法（屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。）のものにあっては、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、外装材（鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。）の熱抵抗、断熱材を施工する箇所の区分、鉄骨柱が存する部分以外の壁の断熱層（断熱材で構成される層をいう。）を貫通する金属製下地部材の有無及び地域区分に応じ、住宅仕様基準第1項（2）ロ（ロ）の表に掲げる基準値以上となるもの）をいう。）

オ 床等の断熱性を高める改修工事（外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。）の断熱性を高める工事（外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあつては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあつては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項（2）イの表に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、構造、構法又は工法、部位、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに住宅仕様基準第1項（2）ロ（イ）の表に掲げる基準値以上となるものをいう。）

二 前号の改修工事（当該改修工事に要した費用の額（当該改修工事の費用に充てるために交付される補助金等（当該改修工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）の交付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額）が50万円を超えるものに限る。）及びこれらの工事と併せて行う次のアからカまでに定める設備の取替え又は取付けに係る工事であること。

ア 次に掲げる太陽熱利用冷温熱装置

1 冷暖房等及び給湯の用に供するものうち、日本産業規格A4112に適合するもの（蓄熱槽を有する場合にあつては、日本産業規格A4113に適合する太陽蓄熱槽を有するものに限る。）

2 給湯の用に供するものうち、日本産業規格A4111に適合するもの

イ 潜熱回収型給湯器（ガス又は灯油の消費量が70キロワット以下のものであり、かつ、日本産業規格S2109又はS3031に定める試験方法により測定した場合における熱効率が90パーセント以上のものに限る。）

ウ ヒートポンプ式電気給湯器（定格加熱能力を定格消費電力で除して算出した数値の平均値が3.5以上のものに限る。）

エ 燃料電池コージェネレーションシステム（発電及び給湯の用に供するものであつて、固体高分子形の燃料電池を用いたものうち日本産業規格C62282—3—201に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が0.5キロワット以上1.5キロワット以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が50度以上、発電効率が35パーセ

ント以上及び総合効率が85パーセント以上のもの又は固体酸化物形の燃料電池を用いたもののうち日本産業規格C62282—3—201に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が0.5キロワット以上1.5キロワット以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が60度以上、発電効率が40パーセント以上及び総合効率が85パーセント以上のものに限る。)

オ エアコンディショナー(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第18条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、日本産業規格C9901に定める省エネルギー基準達成率が107パーセント以上のものに限る。)

カ 次に掲げる太陽光発電設備(太陽光エネルギーを直接電気に変換するもの(次の各号のいずれにも該当するものに限る。以下「太陽電池モジュール」という。))で、これと同時に設置する専用の架台、制御装置、直交変換装置、系統連系用保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器又は余剰電力販売用電力量計を含む。)

- 1 当該太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10キロワット未満であるもの
- 2 当該太陽電池モジュールの変換効率(太陽光エネルギーを電気に変換する割合をいう。))が、次の表の左欄に掲げる太陽電池モジュールの種類ごとに、それぞれ当該右欄に定める値以上であるもの

太陽電池モジュールの種類	変換効率の値
シリコン結晶系	13.5パーセント
シリコン薄膜系	7.0パーセント
化合物系	8.0パーセント

- 3 当該太陽電池モジュールの性能及び安全性についての認証を一般財団法人電気安全環境研究所(昭和38年2月22日に財団法人日本電気協会電気用品試験所という名称で設立された法人をいう。))から受けているもの又は当該認証を受けた太陽電池モジュールと同等以上の性能及び安全性を有するもの
- 4 当該太陽電池モジュールの公称最大出力の80パーセント以上の出力が製造事業者(太陽電池モジュールを製造する事業者をいう。以下この号において同じ。))によって出荷後10年以上の期間にわたって保証されているもの及び当該太陽電池モジュールの保守点検の業務を製造事業者又は販売事業者(太陽電池モジュールを販売する事業者をいう。))が実施する体制を整備しているもの

附 則

この告示は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十二号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二〇年四月三〇日）

附 則 （平成二一年三月三十一日国土交通省告示第三八一号）

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成二五年九月三〇日国土交通省告示第九一二号）

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月三十一日国土交通省告示第二八七号）

1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 平成二十九年四月一日前に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事が完了した同項に規定する住宅又は同条第十項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分については、なお従前の例による。

附 則 （平成三〇年三月三十一日国土交通省告示第五五五号）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 （平成三一年三月二九日国土交通省告示第四九二号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年六月二八日国土交通省告示第二二六号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和四年三月三十一日経済産業省・国土交通省告示第三号）

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 （令和五年三月三十一日経済産業省・国土交通省告示第一号）

この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則 （令和五年十一月一日経済産業省・国土交通省告示第九号）

1 この告示は令和五年十一月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行後に着手する工事について適用し、この告示の施行前に着手した工事については、なお従前の例による。

附 則 （令和六年三月三〇日経済産業省・国土交通省告示第三号）

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 （令和八年三月三十一日経済産業省・国土交通省告示第三号）

この告示は、令和八年四月一日から施行する。